

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当及び児童医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、児童手当及び児童医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大田区個人情報保護条例や大田区情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策について万全を期している。システム面の対策としては職員の業務権限の範囲を考慮してシステムへのアクセス権を割り振ることにより職員が必要な情報以外にはアクセスできないように管理し、そのIDごとに操作ログを記録するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和6年9月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童手当及び児童医療費助成事務			
②事務の概要	【児童手当事務】 児童手当法に基づき、高等学校修了前の児童を養育している者に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童手当を支給する事務 ①申請受付:主に以下4つの申請がある。(受付方法:窓口、出張所、郵送、電子申請) ・認定:第一子の出生や区外からの転入によって新たに受給資格が生じた場合 ・額改定:出生、監護の有無、施設入所の有無で増額・減額申請が必要な場合 ・変更:受給者が対象児童と別居した場合等 ・消滅:生計を維持する程度の高い者が変わった、児童を監護しなくなった等の理由で資格が消滅する場合 ②審査:申請者からの申請書類を審査する(庁内他部署や他団体から情報提供を受ける) ・申請書記載内容、住記情報、年金及び保険情報、所得情報を基に、受給資格審査を行う。 ③認定及び通知:区民へ認定及び却下の通知を発送(紙)またはマイナポータルのお知らせ機能(電子)を利用する。 ④手当支給:年6回、区民の口座へ振り込みを行う。 ⑤現況届:毎年6月1日現在の状況を確認するため、現況届で届け出られるべき内容を公簿で確認できる場合を除き児童手当の受給者に現況届を送付し、窓口、郵送、電子申請で受け付ける。提出された現況届に基づき、受給者の受給資格を確認し、8月分から翌年7月分までの手当の支給継続を決定する。 【児童医療費助成事務】 大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例に基づき、高等学校終了前相当年齢の児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成するために、医療証を発行する事務 ①申請受付:主に以下2つの申請がある。(受付方法:窓口、出張所、郵送、電子申請 ※支給申請は原則窓口のみ) ・認定:出生や区外からの転入によって新たに受給資格が生じた場合 ・支給申請:医療証を持参せず診療した場合、都外診療した場合等 ②審査:申請者からの申請書類を審査する(庁内他部署や他団体から情報提供を受ける) ・申請書記載内容、住記情報、年金及び保険情報、生活保護情報を基に、受給資格審査を行う。 ③医療証発送:区民へ医療証を発送する。 ④償還払い:支給申請があった場合、口座へ振り込みを行う。 ⑤年次医療証発送:毎年9月に、1年間の有効期限がある医療証を保護者へ発送する。			
③システムの名称	子育て支援システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー、びったりサービス(国設置)			
2. 特定個人情報ファイル名				
児童支援情報ファイル、提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項別表項番81 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(児童手当法関係) 【児童医療費助成】 ・番号法第9条(利用範囲)第2項 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		

②法令上の根拠	【児童手当】 <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第42項及び第44条(生活保護法関連) - 第141項及び第143条(日本学生支援機構法関連) - 第125項及び第127条(中国残留邦人等支援給付関連) - 第161項及び第163条(外国人に対する生活保護関連) <情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第106項及び第108条(児童手当法関連) - 第107項及び第109条(児童手当法関連) 【児童医療費助成】 <情報参照が出来る根拠法令> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条 ・情報連携の対象となる独自利用事務の届出 <情報提供なし>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども家庭部 子育て支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども家庭部 子育て支援課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話: 03-5744-1275

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月9日	表紙 公表日	平成27年12月24日	平成28年6月9日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	後藤 清	杉村 由美	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動のため)
平成28年6月9日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年6月9日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年6月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の75項関係:条項未設定(児童手当法関連)	別表第二の75項関係:40条2項(児童手当法関連)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(別表第二主務省令を追記)
平成28年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	杉村 由美	浜口 和彦	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動のため)
平成28年6月9日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成28年6月9日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年3月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①申請受付:主に以下4つの申請がある。	①申請受付:主に以下4つの申請がある。(受付方法:窓口、出張所、郵送、電子申請)	事前	重要な変更
平成30年3月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	③認定及び通知:区民へ認定及び却下の通知を発送する。	③認定及び通知:区民へ認定及び却下の通知を発送(紙)またはマイナポータルのお知らせ機能(電子)を利用する。	事前	重要な変更
平成30年3月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	⑤現況届:毎年6月1日現在の状況を確認するため、児童手当の受給者に現況届を送付し、郵送、窓口で受け付ける。提出された現況届に基づき、受給者の受給資格を確認し、6月分から翌年5月分までの手当の支給継続を決定する。	⑤現況届:毎年6月1日現在の状況を確認するため、児童手当の受給者に現況届を送付し、窓口、郵送、電子申請で受け付ける。提出された現況届に基づき、受給者の受給資格を確認し、6月分から翌年5月分までの手当の支給継続を決定する。	事前	重要な変更
平成30年3月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①申請受付:主に以下2つの申請がある。	①申請受付:主に以下2つの申請がある。(受付方法:窓口、出張所、郵送、電子申請 ※支給申請は原則窓口のみ)	事前	重要な変更
平成30年3月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【児童医療費助成】 情報提供・情報参照なし	【児童医療費助成】 <情報参照が出来る根拠法令> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条 ・情報連携の対象となる独自利用事務の届出 <情報提供なし>	事前	重要な変更
平成30年6月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	浜口 和彦	中村 純子	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動のため)
平成30年6月15日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年6月15日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成31年3月29日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	中村 純子	子育て支援課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更のため)
令和3年6月28日	I 関連情報 【児童医療費助成事務】 ②審査	(庁内他部署から情報提供を受ける)	(庁内他部署や他団体から情報提供を受ける)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(運用変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和3年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和3年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【児童手当】 〈情報提供ができる根拠法令〉番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 〈情報参照ができる根拠法令〉番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 【児童医療費助成】 〈情報参照が出来る根拠法令〉第19条第8号	【児童手当】 〈情報提供ができる根拠法令〉番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 〈情報参照ができる根拠法令〉番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 【児童医療費助成】 〈情報参照が出来る根拠法令〉第19条第9号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたため。
令和4年9月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【児童手当事務】 ⑤現況届:毎年6月1日現在の状況を確認するため、児童手当の受給者に現況届を送付し、窓口、郵送、電子申請で受け付ける。 【児童医療費助成事務】 大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例に基づき、中学校終了前の児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成するために、医療証を発行する事務	【児童手当事務】 ⑤現況届:毎年6月1日現在の状況を確認するため、現況届で届け出られるべき内容を公簿で確認できる場合を除き、児童手当の受給者に現況届を送付し、窓口、郵送、電子申請で受け付ける。 【児童医療費助成事務】 大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例に基づき、高等学校修了前相当年齢の児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成するために、医療証を発行する事務	事前	重要な変更
令和5年3月10日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 【児童医療費助成事務】	大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例に基づき、中学校終了前の児童の医療費(保険診療の自己負担分)を釐成するために、医療証を発行する事務	大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例に基づき、高等学校修了前相当年齢の児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成するために、医療証を発行する事務	事前	重要な変更
令和5年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年3月10日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務づけられる。	基礎項目評価書及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年3月10日	Ⅳリスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年3月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子育て支援システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	子育て支援システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー、びったりサービス(国設置)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(利用システムの追加)
令和6年9月20日	表紙 公表日	2023/3/24	2024/9/20	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正)
令和6年9月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【児童手当事務】 ・中学校修了前 ・児童手当及び特別給付(※)を支給する事務	【児童手当事務】 ・高等学校修了前 ・児童手当を支給する事務	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠となる条例、規則が改正されたため)
令和6年9月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	手当支給:年3回	手当支給:年6回	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠となる条例、規則が改正されたため)
令和6年9月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・6月分から翌年5月分までの手当の支給継続を決定する。	・8月分から翌年7月分までの手当の支給継続を決定する。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠となる条例、規則が改正されたため)
令和6年9月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	※特例給付とは、制度上の所得制限額を超えた場合に支給される手当の名称である。	削除	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠となる条例、規則が改正されたため)
令和6年9月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	【児童手当】 ・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(児童手当法関係)	・番号法第9条(利用範囲)第1項別表項番81 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条(児童手当法関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法等一部改正法の施行による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号、及び別表第二において第4欄(特定個人情報)に「児童手当法に関する情報」が含まれる項(26、30、87の項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の26項関係:第19条(生活保護法関連) 別表第二の30項関係:条項未設定(社会福祉法関連) 別表第二の87項関係:第44条(中国残留邦人等支援給付関連)	<情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の 第42項及び第44条(生活保護法関連) 第141項及び第143条(日本学生支援機構法関連) 第125項及び第127条(中国残留邦人等支援給付関連) 第161項及び第163条(外国人に対する生活保護関連)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法等一部改正法の施行による修正)
令和6年9月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号、及び別表第二の74.75の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二の74項関係:第40条(児童手当法関連) 別表第二の75項関係:第40条2項(児童手当法関連)	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の 第106項及び第108条(児童手当法関連) 第107項及び第109条(児童手当法関連)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法等一部改正法の施行による修正)
令和6年9月20日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)